（個人が次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却に関する経過措置）

第六条　改正令附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第六条の六第三項の規定に基づく旧規則第五条の十六の規定は、なおその効力を有する。

（個人の農業経営基盤強化準備金に関する経過措置）

第七条　新規則第九条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に交付を受ける所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「改正法」という。）第十五条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二十四条の二第一項に規定する交付金等について適用し、個人が施行日前に交付を受けた改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第二十四条の二第一項に規定する交付金等については、なお従前の例による。

（青色申告特別控除に関する経過措置）

第八条　改正法附則第七十条第二項の規定により読み替えて適用される新法第二十五条の二第四項第一号に規定する財務省令で定める帳簿書類は、新規則第九条の六第二項に規定する帳簿書類とする。

（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置）

第九条　新規則第十一条の三第一項の規定は、施行日以後に行う新法第二十九条の二第一項に規定する特定新株予約権等の行使について適用し、施行日前に行った旧法第二十九条の二第一項に規定する特定新株予約権等の行使については、なお従前の例による。

（特定口座異動届出書の記載事項に関する経過措置）

第十条　新規則第十八条の十二の二第一項の規定は、施行日以後に提出する同項第一号に規定する特定口座異動届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第十八条の十二の二第一項第一号に規定する特定口座異動届出書については、なお従前の例による。

2　平成二十八年一月一日前に平成二十五年旧法第三十七条の十一の三第四項に規定する特定口座開設届出書の同条第三項第一号に規定する提出をして同号に規定する特定口座を開設した同条第四項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（番号利用法整備法第八条第三項の規定による告知をしていない者に限る。）が、施行日から番号利用法整備法第八条第三項に規定する三年経過日以後最初に当該特定口座における新法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡若しくは同条第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡又は当該特定口座への同条第七項に規定する上場株式等の配当等の受入れをする日（同日において個人番号を有しない者にあっては、番号利用法の規定により同日以後に個人番号が初めて通知された日（附則第十三条第二項において「番号通知日」という。）の属する年の翌年一月三十一日（当該通知された日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に当該特定口座につき新法第三十七条の十一の三第七項に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日）までの間に、最初にその者の氏名又は住所（同条第四項に規定する住所をいう。附則第十三条第二項において同じ。）の変更をした場合における新規則第十八条の十二の二第一項の規定の適用については、同項第一号中「者、氏名若しくは住所の変更をした者又は」とあるのは、「者又は」とする。

（特定口座年間取引報告書の記載事項等に関する経過措置）

第十一条　新規則第十八条の十三の五第二項の規定は、平成三十二年以後の各年において新法第三十七条の十一の三第七項の金融商品取引業者等に開設されている同項の報告書について適用し、平成三十一年以前の各年において旧法第三十七条の十一の三第七項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の特定口座に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第十二条　施行日から平成三十年十二月三十一日までの間における新規則第十八条の十五の三の規定の適用については、同条第二項第一号中「第十七項に」とあるのは「第二十項に」と、同条第十五項中「第十七項」とあるのは「第二十項」と、同条第十九項中「第二十五条の十三第二十一項」とあるのは「第二十五条の十三第二十三項」と、同条第二十項中「第二十五条の十三第二十項」とあるのは「第二十五条の十三第二十二項」と、「同条第二十二項」とあるのは「同条第二十四項」と、「同条第二十項」とあるのは「同条第二十二項」と、同条第二十一項中「第十八条の十五の三第十七項」とあるのは「第十八条の十五の三第二十項」とする。

（非課税口座異動届出書の記載事項に関する経過措置）

第十三条　新規則第十八条の十五の四第一項の規定は、施行日以後に提出する同項第一号に規定する非課税口座異動届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第十八条の十五の四第一項第一号に規定する非課税口座異動届出書については、なお従前の例による。

2　平成二十八年一月一日前に平成二十五年旧法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書の同号に規定する提出をして同号に規定する非課税口座を開設した同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（番号利用法整備法第八条第五項の規定による告知をしていない者に限る。）が、施行日から番号利用法整備法第八条第五項に規定する三年経過日以後最初に当該非課税口座における新法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡又は当該非課税口座への新法第九条の八に規定する配当等の受入れをする日（同日において個人番号を有しない者にあっては、番号通知日の属する年の翌年一月三十一日）までの間に、最初にその者の氏名又は住所の変更をした場合における新規則第十八条の十五の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「氏名若しくは住所の変更をした者又は勘定の変更若しくは」とあるのは、「勘定の変更又は」とする。

（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第十四条　施行日から平成三十年十二月三十一日までの間における新規則第十八条の十五の十の規定の適用については、同条第二項第一号中「第十七項」とあるのは「第十九項」と、「第十八条の十五の三第十七項」とあるのは「第十八条の十五の三第二十項」と、同条第十九項中「、第十七項」とあるのは「、第二十項」と、同項の表第十八条の十五の三第十五項の項中

第十七項	
及び第十九項第二号	

とあるのは

第十七項	
及び第二十二項第二号	

と、同表第十八条の十五の三第十七項の項中「第十八条の十五の三第十七項」とあるのは「第十八条の十五の三第二十項」と、同表第十八条の十五の十第十九項において準用する第十八条の十五の三第十七項」とあるのは「第十八条の十五の十第十九項において準用する第十八条の十五の三第二十項」と、同表第十八条の十五の十第二十二項において準用する第十八条の十五の三第十七項」とあるのは「第十八条の十五の三第二十項」と、同表第十八条の十五の十第二十二項において準用する第十八条の十五の三第十七項」とあるのは「第十八条の十五の三第二十項」とする。

第十八条の十五の十第十七項において準用する第十七項	
及び第十八条の十五の十第十七項において準用する第十九項第二号	

第十八条の十五の十第十九項において準用する第二十項	
及び第十八条の十五の十第十九項において準用する第二十二項第二号	